

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：モロッコ国道路整備のための情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型）】

業務名称：モロッコ国道路整備のための情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

調達管理番号：24a00804

【内容構成】

- 第1章 入札の手続き
- 第2章 特記仕様書
- 第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年2月19日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：モロッコ国道路整備のための情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（一般競争入札（総合評価落札方式-ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約期間（予定）：2025年4月から2026年2月

なお、先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要がある場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

中東・欧州部 中東第一課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2025年2月25日 まで
2	入札説明書に対する質問	2025年2月26日 12時まで
3	質問への回答	2025年3月3日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提	2025年3月7日 12時まで

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

	案書の提出日	
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の2営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025年3月24日 11時30分
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

（1）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>）

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

（2）利益相反の排除

特定の排除者はありません。

（3）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届について、構成員の代表者印又は社印の押印が困難な場合、押印の省略を認めますので、押印省略の理由及び共同企業体結成の合意状況について、記載してください

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント

等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

2) 提出先： <https://forms.office.com/r/NqqU8Tcmvp>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

1) 上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

2) 回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認下さい。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

(3) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の2営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。
(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け
国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください
(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

- ① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.（3）日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

- 1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

- (1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。
- (2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消すことが出来ません。
- (3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。
- (4) 入札保証金は免除します。
- (5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

- 1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札
- 2) 入札書の提出期限後に到着した入札
- 3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 4) 明らかに連合によると認められる入札
- 5) 同一競争参加者による複数の入札
- 6) 条件が付されている入札
- 7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる金額が計上された入札
- 8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

- (1) 日時：上記2. (3) 日程参照
- (2) 入札会の手順
 - 1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）
には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時まで電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。²

（3）再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

（4）入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

（5）入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

（1）評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格評価点30点とします。

（2）技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

² この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

- ① 別添資料 1 「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

- ① 価格評価点：最低見積価格＝100 点
- ② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の 80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の 80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の 80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100 点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100 点

*最も安価ではない見積額でも予定価格の 80%未満の場合は、予定価格の 80%を Nとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$\text{（総合評価点）} = \text{（技術評価点）} \times 0.7 + \text{（価格評価点）} \times 0.3$$

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が 2 者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が最も高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

モロッコ王国（以下、「モロッコ」という。）は、過去20年にわたり堅調な経済成長を続けている（2000年代は平均4.9%、2010年代は平均3.5%の成長率）（World Development Indicators。以下、「WDI」という。）。かかる経済成長は、交通網整備を含むインフラ整備が大きな役割を果たしてきた（世界銀行、2021）。経済成長に伴い、国内の車両登録台数も増加しており、2005年に1,979千台だったのが、2020年までの15年間で2倍を超える約4,120千台となった（CEIC（2024））。今後も2035年まで年間平均6.7%で増加することが見込まれている（道路総局（2018））。また、モロッコ設備・水利省（以下、「設備省」という。）はこれまで、全国で計57,300km以上の公道（うち高速道路は1,800km）を建設しており、JICAも円借款を通じて支援した「第二次全国地方道路計画（PNRR2）」（2005年）の成果として全国の道路アクセス率は79.3%に到達（「地方道路整備事業（II）」事後評価）し、これら道路はモロッコ国内の人の移動の90%、物流の75%を担うと共に、国の経済や社会の基盤として、重要な役割を果たしている。モロッコ政府はモロッコ長期国家開発戦略に位置づけられる「新発展モデル」（2021-2035年）において、「持続可能でレジリエントな領土の発展」を4つの柱のうちの1つに掲げており、引き続きインフラ整備を進めて行く方針としている。

モロッコは2030年までに高速道路の総延長を3,000km（計画策定（2015年）時点で1,800km）とすることを目標（設備省（2016））としているが、当該高速道路建設プログラムにかかる費用と公道の維持管理にかかる費用は共通の予算から賄われていることから、道路維持管理に十分な費用が割り当てられず、道路のメンテナンスに深刻な影響を及ぼしている。また近年、これまでにない大雨や顕著な交通量の増加により、道路の破損が進んでおり、モロッコにおける全道路のうち道路状態が「良好」あるいは「可」の割合（設備省における4段階評価のうちの上位2段階にある道路の割合）は2000年の66%をピークに2012年に53.5%まで減少しており、2027年までに66%へ回復させることを目標としている。（設備省（2022））加えて、当国における10万人あたりの交通事故死亡者数は世界平均の15名を上回る18.5名（WHO

（2021））となっており、モロッコ政府は「戦略計画2022-2027」において、道路交通安全の向上を一つの見出し（ヘッドライン）としている。更に、2023年9月にマラケシュ・サフィ地方で地震（M6.8、死者約3000人、以下、「アルハウズ地震」という。）が発生。地滑りや落石等により山岳地帯の道路900km以上に亘り通行不能とな

り、救助・救援活動に影響が出た。モロッコ政府は2023年9月に震災復興プラン（2024-2028年、118億USドル）を打ち出し、設備省は2024年2月に道路セクターの復興支援の方向性をまとめた「アルハウズ地震被災地のための総合復興再建プログラム」を発表した。

これら状況を踏まえ、本調査では、震災復興の状況もふまえて、モロッコ国内の道路の最新の交通状況、課題の把握及び周辺状況を確認するとともに、新規の道路セクター支援の案件形成に向けた日本政府との協議のために必要な情報収集・確認を行う。

第2条 調査の目的と範囲

本調査では、モロッコ国全体の経済発展のため、都市部・都市間をつなぐ主要道路及び山岳道路を中心に、調査、分析を行い、道路セクターにおける必要な事業提案を行うとともに、優先度の高い道路セクター事業を社会的・経済的裏付けに基づき特定するための情報を収集・整理・分析する。その上で、今後の案件化検討に向けた基礎情報と共に整理する。

受注者は、上記「第2条調査の目的と範囲」を達成するために、「第3条 調査実施の留意事項」を踏まえつつ、「第4条 調査の内容」に示す事項の調査を実施し、「第5条 報告書等」に示す報告書等をJICA本部（以下、「発注者」）に提出するものである。

第3条 調査実施の留意事項

（1）調査に関する発注者側の体制について

本調査全体の取りまとめ及び調査の調整は中東・欧州部中東第一課が行う。具体的な現地調査に関する調整についてはJICAモロッコ事務所とも必要に応じて情報共有、協議等を行う。

（2）調査計画・内容の確認プロセス

本調査は、モロッコにおける道路セクターの課題に対して有償資金協力を通じた道路拡幅や道路改修等の必要性を調査するものであり、調査結果は迅速な案件形成につながる具体的で実現性の高い提案を期待している。そのために調査の過程では十分に発注者と協議する。なお、本調査を通じて、発注者が新規協力案件の実施を確約したと先方政府等に誤解を与えることのないよう、JICAモロッコ事務所と連携し、先方政府の本調査内容への理解を得る。会議実施にあたっては、会議日時やツールの調整・設定、会議録の作成等会議運営業務を行う。

1) 業務計画書作成時

業務の進め方、スケジュール、内容及び調査項目などについて、発注者と十分に協議・確認する。

2) インセプションレポート作成時

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を発注者と協議の上検討する。

3) 現地調査実施期間の中間時

現地調査の進捗につき現地調査期間の中間時に発注者と協議・合意する。現地調査実施と結果概要については、発注者およびモロッコ事務所に報告を行う。

4) ドラフトファイナルレポート取りまとめ時

調査の結果を踏まえ、調査結果の全体を取りまとめたドラフトファイナルレポートを作成し、事前に発注者へ提出し承諾を得る。

(3) モロッコ道路セクターでこれまでに確認しているニーズの検討

設備省道路局（以下、「DGR」という。）からは、モロッコ全土における車両台数の多い道路において車線の拡幅（Dédoublement）や補修及び二輪車専用レーンの設置等（Modernisation）に関する資金協力の要請がある。これらは道路ネットワークの拡充及び都市間のコネクティビティを円滑にすることを目的の一つとしている。加えて、モロッコ政府は「戦略計画 2022-2027」において、道路交通安全の向上を一つの見出し（ヘッドライン）としている。関連する交通安全計画や 2028 年以降の計画の有無について確認する。インフラ分野における震災復興については、震災からの復興を主な目的として、Strategic Orientation Council 管理のもと、Agence de développement du haut Atlas が設立されており最長 2029 年末までの活動が承認されている。一方、震災復興については所管組織が設備省となるのか当該 Agency となるのか調整が続いている状態である。これら背景を踏まえつつ、DGR が優先サブプロジェクトの候補となり得るプロジェクトについてリストを取りまとめているところ、調査開始時に入手を試みる。

(4) 道路セクターに係る有償資金協力の検討

本調査の調査対象は DGR が管轄する公道（国道、州道、県道）とし、高速道路は対象外とする。本調査を通じ検討される有償資金協力による道路セクターに係る協力内容については、可能な限り具体的な情報を盛り込む。また、資金協力としての協力内容とその実施意義及び成果との関係が明確になるように、モロッコにおける道路分野の現状の確認及び課題の分析を踏まえ、国家開発計画やセクター開発戦略等の政策・戦略の上位計画における位置付けと、資金協力の必要性、重要度、優先度の判断根拠を盛り込む。提案においては、その想定規模や本邦技術含む適用技術の妥当性の検証

等を行うとともに、優先プロジェクトを選定するにあたっての基準の検討を行い、優先プロジェクトリスト案を作成する。

(5) 効率的な調査計画と調査実施の柔軟性の確保について

本調査実施にあたっては、公道を管理する設備省（国道、州道、県道を管理）、DGR、設備・ロジスティックス州事務所（以下、「DRETL」という。）、設備・ロジスティックス県事務所（以下、「DPETL」という。）、コミューン（未舗装道路を管理）等の道路関係者へのヒアリング、現場視察、他開発援助機関へのヒアリング等を可能な限り多く含めることが重要である。机上調査と質問票による遠隔での事前の情報収集と分析を行った上で、現地調査を実施する。なお、ラマダンの時期及び多くの政府関係者が夏季休暇を取得する8月については現地渡航を避ける業務計画を作成する。

(6) 調査対象地域

具体的な調査対象地域は、治安状況等にも留意しつつ検討し、DGRの作成する優先サブプロジェクト候補リスト等を参考に遅くともインセプションレポートの説明・協議時まで決定する。優先サブプロジェクト候補となり得るプロジェクトは全国に点在している可能性があることから効率のよい調査方法を検討する。³

(7) ジェンダー平等推進や気候変動対策について

有償資金協力を検討する際に、ジェンダー平等推進や気候変動対策に貢献する取り組みを事業内に盛り込めるように留意する。

第4条 調査の内容

本事業では、モロッコの主要道路において主として以下項目について調査を実施し、これらの結果を踏まえて支援ニーズを関係機関と協議の上、サブプロジェクト（案）に絞り込み、日本政府との協議に必要な情報を案件化検討に向けて取りまとめる。以下に示した以外に効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する

(1) インセプションレポートの説明・協議

既存の関連資料、情報、データを整理・分析・検討するとともに、詳細な調査内容及び工程を検討する。検討にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、JICAと十分に協議を行うこととする。上記の結果や現地調査に当たって関係機関等に対応を求める事項などを取り纏めてインセプションレポート（和・仏）を作成し、JICAに提出する。

(2) モロッコの道路セクターに係る現状と課題の情報収集・整理

³ 全国に散らばる候補地点をどのように効率よく調査するのか、その手法を技術提案書にて提案してください。

- 社会経済マクロ指標、貿易及び産業動向の確認
 - 人口統計、交通調査、土地利用計画等の統計データ収集・整理を踏まえた、同国の社会・経済状況の分析
- (3) モロッコの道路整備状況・計画に係る確認・把握
- 道路整備にかかる関連法令、道路マスタープラン、交通安全計画等に係る上位計画の入手・分析
 - 既存案件⁴のレビュー、及び実施優先開発道路群に関する開発計画（アルハウズ地震被災地のための総合復興再建プログラム含む）の確認
 - 現況調査（計画の熟度、交通需要（現状・将来予測）、経済性、裨益人口、道路損傷状況、渋滞発生状況・原因等）の確認
 - 道路整備（運営維持管理含む）に関連する組織の確認
- (4) 道路周辺施設を含めた日本企業の関心事項の把握
- (5) モロッコにおける他開発援助機関の協力状況と課題
他開発援助機関による道路整備支援の状況（計画及び実施中事業含む）の確認と、課題の明確化。
- (6) 被災地を含む山岳道路の状況と課題
震災対策の観点で山岳道路等における課題の明確化、及びその対応策の検討。
- (7) モロッコ道路セクターにおいて活用可能な本邦技術の有無調査
- (8) モロッコ道路セクターへの協力の方向性の検討
モロッコ道路セクターの現状調査を通じた、案件化検討に向けた以下を含む情報の確認。
- モロッコ政府が作成したサブプロジェクト候補を示したロングリストの入手及び事業内容（成熟度、積算、工法等）の評価
 - モロッコにおける道路セクター支援の必要性
 - モロッコの道路セクターに対する資金協力における開発上の意義
 - モロッコの国家プログラムの詳細及び国家プログラムと有償資金協力候補案件の整合性
 - 想定される有償資金協力事業（サブプロジェクトリストの作成）（①概要（場所、協力内容（拡張あるいは補修）など）、②想定道路の現状（道路の渋滞状況、他幹線道路や高速道路とのアクセス、利便性等）、③周辺地域への想定される事業効果、④その他留意事項（施工上の制約の有無など）等の確認）⁵
 - サブプロジェクトの選定基準案（ニーズの高さ（道路の劣化度、道路の渋滞状況、交通量、交通安全、周辺地域への想定される事業効果等）、優先度（モロッコ政府制定の道路整備計画との照合）、計画の熟度、交通需要、経済性、裨益人口、交通安全、運営維持管理体制、環境社会配

⁴ 地中海道路整備事業（2001年L/A調印）、地方道路整備事業（2008年L/A調印）、地方道路整備事業（II）（2011年L/A調印）等

⁵ サブプロジェクトリストの作成方針について、技術提案書にて提案してください。

- 慮の観点などが想定される)⁶
- 想定される事業実施スケジュール
 - 想定される事業実施体制、運営・維持管理体制（財務計画、人員配置計画）
 - 事業効果指標
 - 想定されるコンサルタントの TOR 案
 - 想定される事業の他 JICA 事業との関係
 - 想定される事業のその他影響（特に気候変動対策及びジェンダー主流化への貢献の検討）
 - 事業実施にあたって解決されるべき課題（用地、事業実施に影響を与える自然条件及び基礎インフラ（電気・給排水、医療ガス等）、法令、環境社会配慮など）と対応策
 - 民間資金活用の可能性の検討

(9) ステークホルダー分析

上記で検討した協力方針を実現するに当たって、ステークホルダーに関する組織体制・予算、地方分権化の役割分担に係る分析を行う。

第5条 報告書等

(1) 報告書等

本調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。発注者への事前提出にあたっては、発注者が内容を確認するための十分な時間を確保する。それぞれの「提出時期」は、事前の発注者との協議結果が反映され、発注者が了承した内容の報告書が完成するタイミングを意味している。

なお、3）、4）のレポート提出時期については、より合理的な提出時期をプロポーザルで提案することを妨げない。

また本契約における最終成果品は、5）調査報告書及び6）デジタル画像集とする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に 発注者へ説明の上、その内容について承認を得る。なお、当該説明については、対面あるいはオンラインでの打ち合わせによることを原則とする。また、打ち合わせ後に受注者にて打合簿を作成し、監督職員の確認を得る。

1) 業務計画書

⁶ サブプロジェクトの選定基準案の作成方針について、技術提案書にて提案してください。

記載事項：共通仕様書第 6 条に記載するとおり。

提出時期：契約締結後 10 日営業日以内

部 数：電子媒体

2) インセプション・レポート

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後 1 か月以内

部 数：電子媒体

3) インテリム・レポート

記載事項：机上レビューの概要、モロッコにおける道路セクターの課題及び今後の有償・技術協力案件等の検討における主要な論点、現地調査の業務方針や調査対象サイト等について作成・提出する。

提出時期：2025 年 9 月 1 日まで

部 数：電子媒体

4) 調査報告書（ドラフト・ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：2025 年 12 月 1 日まで

部 数：電子媒体

5) 調査報告書（ファイナル・レポート）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：契約履行日の末日まで

部数：和文 3 部、英文 3 部、仏文 5 部、CD-R 4 部

※ファイナル・レポートについては、調査結果の概要を 10 ページ程度で取りまとめ、報告書の最初の部分に入れる。

6) デジタル画像集

記載事項：事業対象サイト等のデジタル画像

提出時期：調査報告書（ファイナル・レポート）と同時提出

部 数：CD-R 3 部

(2) 収集資料

本件調査を通じて収集した資料及びデータは項目毎に整理し、JICA 様式による収集資料リストを付したうえで調査終了後発注者に提出する。

(3) その他の提出物

1) 議事録等

先方機関との各調査報告説明・協議に係る議事録 (M/M) を作成し、発注者に 5 営業日以内に提出する。発注者・JICA 事務所におけるミーティングについても同様とする。なお、関連会議・検討会の開催に先立ち、10 日前までに配布資料 (各報告書の和文要約を含む) を発注者に提出する。

2) コンサルタント業務従事月報

JICA 規定により、月例の調査業務報告を翌月 5 日までに発注者に提出する。本報告書には、業務実績、業務実施上の課題、その対処方針を記載する。

3) 先方機関への提出書類

先方機関への提出文書は、その写しを発注者 (現地調査の場合で現地に JICA 事務所がある場合は当該事務所の事務所長も含む) に速やかに提出する。

4) その他

上記の提出物のほかに、発注者が必要と認め、報告を求めたものについて提出する。

(4) 報告書等の仕様

インセプション・レポート、インテリム・レポート、ドラフト・ファイナル・レポートは原則として電子媒体とし、ファイナル・レポートは製本とする。報告書類の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

1) ファイナル・レポートの仕様 (印刷・製本及び電子化の仕様) は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」

(https://www.jica.go.jp/Resource/announce/manual/guideline/consultant/ku57pq00000kzwjj-att/ind_guide.pdf) を参照し、製本する。

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙：報告書目次案

報告書目次案

注) 本目次案は、発注段階での案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定する。

第 1 章 調査の概要

- 1-1 調査の背景
- 1-2 調査の目的
- 1-3 調査団員の構成
- 1-4 調査スケジュール

第 2 章 モロッコにおける道路セクターの概要

- 2-1 国家政策・戦略・計画
- 2-2 道路セクターの現状と課題
 - 2-2.1 整備計画
 - 2-2.2 交通安全
 - 2-2.3 震災復興
- 2-3 道路整備に関連する組織の概況と課題
- 2-4 活用可能な本邦技術の概況と課題

第 3 章 モロッコにおける他援助機関の協力状況と課題

- 3-1 各援助機関の協力方針と主要プロジェクト

第 4 章 有償資金協力候補案件の検討

- 4-1 協力内容案、実施意義、成果
- 4-2 工期
- 4-3 留意点等
 - 4-3-1 実施・調達監理、ソフトコンポーネント、保守契約等
 - 4-3-2 事業費に影響を及ぼす要因について（例：為替リスク、海上輸送費の高騰、デジタル技術の活用、財政、人材に関する課題、考慮すべき国内事情等）
 - 4-3-3 資機材の調達・維持管理に係る留意点

技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	具体的な調査方法およびスケジュール	第3条 実施方針及び留意事項 (5) 効率的な調査計画と調査実施の柔軟性の確保について
2	調査地点が全国に点在する場合の効率的な調査方法	第3条 実施方針及び留意事項 (6) 調査対象地域
3	サブプロジェクトリストの作成方針	第4条 調査の内容 (8) モロッコ道路セクターへの協力の方向性の検討
4	サブプロジェクトの選定基準案の作成方針	第4条 調査の内容 (8) モロッコ道路セクターへの協力の方向性の検討

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 7.1 人月

(現地渡航回数：延べ6回)

※ 現地業務期間や渡航回数については、提案する作業計画に基づき、競争参加者が自由に提案することができますが、それらに係る経費を含む入札価格が予定価格を超える場合は落札者とならないので、ご注意ください。

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者/〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：モロッコ国及び仏語圏アフリカ地域

2) 語学能力：英語(仏語ができることが望ましい)

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- Plan Stratégique 2022-2027
- Etude du Schéma National des Infrastructures Routières à l' horizon 2035
- Programme Reconstruction et mise à niveau générale des régions sinistrées 2028-2024

2) 公開資料

- 特になし

(5) 便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA モロッコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) 夜間・早朝（4月1日から9月30日は21時～6時、10月1日から3月31日は20時～7時）の都市間移動は禁止です。長距離移動で公共交通機関を利用する場合、CTM及びSUPRATOUR（バス）、ONCF（鉄道）のみの利用とし、民営バス及びローカルのミニバスは使用禁止。上記の移動手段がない場合のみ、グランタクシーの利用を可とします（但し、シートベルトのある車両とし、100kmを超えない移動に限ります。）
- 3) サレにおいてはレンタカー、グランタクシー、自家用車、空港バスによる目的地までのドア to ドアの移動のみとします。トラムはラバト市内から Bob Lamrissa 駅までの利用、同駅からマリーナ内の徒歩移動のみ可能です。

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：道路セクターに係る調査業務

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です。なお、様式4-4の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

相手国政府又は JICA (JICA の現地事務所を含む。) からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判(縦)、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 本案件に係る業務量の目途

上記1. (2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(2) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章入札の手続き」の「6. (2) 提出方法」に基づき提出して下さい。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について（該当する口にチェック）

本案件は定額計上はありません。

(4) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	-
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力 : <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2